

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 6 月 1 0 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

保護開始以後、「通院の交通費」が保護費（扶助）として支給されることや保護費の遡及変更期間の説明を受けたことは全くない。

今回の処分は、「受給者に何ら過失がないなど、受給者に帰責する事由なく、かつ、実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前 5 年間を限度として追加支給して差しつかえない」と解すべきである（生活保護手帳別冊問答集 2 0 2 1 年度版 問 1 3－2 より）。

バスと電車で定期的に本件病院に通院しており、生活保護を受けている理由も病気だからである。担当ケースワーカーは 5 人ともこのことを知っているにもかかわらず、だれも交通費がでることを教えてくれなかった。

生活保護によって支給されるのは、最低限度の生活を送るために本当にギリギリのものであり、交通費をその中から支出していたた

め、ガス代支払が困難で、保護を受けてから約3年分を支払っていない。

交通費をもらえなかったことにより、法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害されたと思う。

生活保護のしおりには、1行簡単に交通費の支給について書いてあるにすぎず、申請するという発想はなかった。教えてくれれば申告（申請）していた。教えてくれなかったのは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 1 月 1 7 日	諮問
令和 6 年 2 月 7 日	審議（第86回第3部会）
令和 6 年 3 月 6 日	審議（第87回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類の一つとして、「医療扶助」を掲げており（同項4号）、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めると

ともに、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している（同条6号）。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする」（本件要領第3・9・(1)）とされ、給付の範囲として、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」等が挙げられている（同・(2)）。

給付手続については、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとされ（同・(3)・ア）、事後申請の取扱いは、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、給付を行って差し支えないとされている（同・(3)・ウ）。

(4) 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の答1は、扶助費の遡及支給の限度について、最低生活費の認定変更を必要とする場合は「3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」とあるとし、その理由として、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされていること、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと等を挙げている。

その上で、「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」としている。

(5) 本件要領及び問答集の位置付け

本件要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件各申請は、令和3年4月分から令和4年1月分までの10か月分の通院に要した各月の交通費について、いずれの月についても本件病院による令和4年4月25日付けの各通院証明書を添付して、同年5月11日に請求人が処分庁に申請したものである。

医療移送費の支給を受けるに当たっては、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であり（1・(3)）、扶助費の遡及支給は一般に3か月程度が限度であるとされているところ（1・(4)）、本件各申請の内容は令和3年4月分から令和4年1月分までの通院に要した各月の交通費であり、本件各申請がなされたのは令和4年5月11日であるから、いずれも通院交通費を必要としたときから3か月以上経過した後に保護申請されたものと認められる。

したがって、本件各申請について、医療移送費を支給しないこととした本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、通院交通費が保護費として支給されることを知らなかった、本件各申請については「受給者に何ら過失がないなど、受給者に帰責する事由なく、かつ、実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」と解すべきである旨を主張する。

しかし、平成29年4月には、請求人に対する保護開始に当たり、担当職員が請求人に「生活保護のしおり」を交付して生活保護の制度を説明し、当該説明を確認した旨の重要事項確認書を請求人が処分庁に提出したこと、そして、保護開始からおよそ4か月後の平成29年7月28日には、請求人が申請した入退院時の交通費（タクシー代）について、同年8月7日付けで一時扶助決定されたことからすれば、請求人は、医療移送費の支給手続を認識していたものであると認められ、過失がないとはいえないから、この点に係る請求

人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一